

# 倫理委員会規則

2007年12月14日施行

2019年11月30日改訂

## 第1条（目的）

本規則は、日本皮膚免疫アレルギー学会の会則第3条の目的、第4条における事業、ならびに第5条会員を受けて当学会に関わる診療、研究に関わる倫理的問題について規定するものである。

## 第2条（役割）

本委員会が取り扱う倫理的問題の範囲と委員会の役割は以下の通りである。

1. 当学会が行う事業と運営方法、制定する規則の倫理的問題の審議
2. マスコミ等社会から要請のあった倫理的問題の審議
3. 会則第5条第8項の会員の資格喪失に関して倫理的問題が生じた際の審議
4. 会員の研究、診療に関して、倫理的疑義が提起されたときの審議
5. 会員の登録データの当学会における使用に関する審議
6. 学会が行う委員会活動における倫理的側面の支援
7. 学会誌投稿規則の倫理的な側面に関する支援
8. その他、理事長から諮問があった事項の審議

## 第3条（委員の構成）

本委員会は会則第5条第9項、会則施行細則第3条並びに第8条第2項（7）に定める通り、委員長、副委員長及び若干名の委員は推薦委員会が推薦し、理事会、評議員会で決定する。

1. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続2期を超えることはできない。
2. 委員会は、提示された案件に最も適任であると思われる人材を招聘し、意見を聞くことができる。

## 第4条（会議）

1. 本委員会は第2条の案件が発生した時点において、理事長が委員会を招集し、議長を行う。本委員会は現在委員数の3分の2以上の出席がなければ会議を開催することはできない。委任状はこれを認めない。
2. 議事の決議は出席委員の過半数をもって、決する。可否同数の場合は、理事長と副理事長に判断を委ねる。
3. 審議内容と対応に関しては、理事会に報告する。

## 第5条（改定）

本規則の改廃は、理事会の議を経て行う。評議員会においてはこれを報告する。